

第 163 号 ( 令和 6 年 4 月 5 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[告示]**

△ 一般廃棄物処理実施計画【資源循環局政策調整課】	4
△ 固定資産税に係る固定資産の価格等の登録【財政局固定資産税課】	5
△ 指定納付受託者の指定【政策経営局財源確保推進課】	6
△ 指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託【総務局管理課】	8
△ 令和 6 年度横浜市一般会計予算ほか 23 件の要領公表【財政局財政課】	9
△ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の延長【財政局固定資産税課】	10
△ 市政刊行物・グッズ販売コーナーにおける刊行物等の売払代金収納事務の委託【市民局市民情報課】	11
△ 旭区白根五丁目における街区の変更【市民局窓口サービス課】	12
△ 計量法第 19 条の規定に基づく定期検査手数料収納事務の委託【経済局消費経済課】	14
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	15
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	18
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	19
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	20
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	22
△ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【みどり環境局公園緑地管理課】	23
△ 指定納付受託者の指定【資源循環局業務課】	24
△ 一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	25
△ 粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	26
△ 地図売払代金収納事務の委託【建築局都市計画課】	27
△ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【道路局道路政策推進課】	28
△ 港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所）、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の委託【港湾局経理課】	29
△ 入港料徴収事務の委託【港湾局経理課】	31
△ 赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託【港湾局賑わい振興課】	32
△ 赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託【港湾局賑わい振興課】	33
△ 港湾施設使用料の徴収事務の委託【港湾局客船事業推進課】	34
△ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	35
△ 横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	36
△ 「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託【金沢区地域振興課】	37
△ 横浜市国際学生会館使用料の徴収事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	38

△ 横浜市学校給食費の収納事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】	39
△ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【議会局秘書広報課】	40
<b>[公告]</b>	
△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	41
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	42
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	43
△ 同【建築局調整区域課】	44
△ 同【建築局調整区域課】	45
△ 同【建築局調整区域課】	46
△ 同【建築局調整区域課】	47
△ 同【建築局調整区域課】	48
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	49
△ 同【建築局調整区域課】	50
△ 同【建築局調整区域課】	51
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	52
△ 同【建築局建築指導課】	53
△ 同【建築局建築指導課】	54
△ 横浜駅周辺地区における都市再生推進法人の指定【都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課】	55
<b>[区告示]</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【都筑区地域振興課】	56
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	58
<b>[区公告]</b>	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【磯子区総務課】	59
<b>[水道局]</b>	
△ 横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	60
<b>[交通局]</b>	
△ 横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	63
△ 横浜市交通局自動車安全管理規程の一部を改正する規程【安全管理課】	64
△ 横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	65
△ 職員の懲戒処分【人事課】	67
<b>[医療局病院経営本部]</b>	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	68
△ 横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	69
<b>[人事委員会]</b>	
△ 横浜市一般職職員の給与に関する条例附則第45条及び第47条の規定に基づく給料に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	71
<b>[市会]</b>	
△ 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等【秘書広報課】	81
△ 令和6年第1回市会定例会会議事項(第1日)【議事課】	83
△ 令和6年第1回市会定例会会議事項(第2日)【議事課】	84
△ 令和6年第1回市会定例会会議事項(第3日)【議事課】	89
△ 令和6年第1回市会定例会会議事項(第4日)【議事課】	92
△ 令和6年第1回市会定例会会議事項(第5日)【議事課】	94

△ 令和 6 年第 1 回市会定例会会議事項（第 6 日）【議事課】	95
【正誤】	98

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 102 号 ( 令 和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 )

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 45 年 法 律 第 137 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画 を 別 冊 の と お り 定 め た の で 、 横 浜 市 廃 棄 物 等 の 減 量 化 、 資 源 化 及 び 適 正 処 理 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 4 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 44 号 ) 第 40 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 告 示 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 103 号 ( 令 和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 )  
固 定 資 産 税 に 係 る 固 定 資 産 の 価 格 等 の 登 録  
令 和 6 年 度 の 固 定 資 産 の 価 格 等 を 固 定 資 産 課 税 台 帳 に 登 録 し た 。  
令 和 6 年 4 月 1 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 104 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社 さとふる	東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 27 番 11 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社 JALUX	東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
スルガカード株式会社	東京都中央区日本橋室町 1 丁目 7 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社 DG フォーイナシヤル	東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5	インターネットを利用して納付	令和 6 年 4 月 1 日から令和

テクノロジー	番 7 号	する横浜市への 寄附金	7 年 3 月 31 日 まで
--------	-------	----------------	--------------------

横浜市告示第 105 号

指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、徴収事務を委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
株式会社シアターワークショップ
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地  
東京都渋谷区神宮前 6 丁目 23 番 3 号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入
  - (1) 横浜市役所アトリウム等使用料
  - (2) 横浜市役所アトリウム等賃貸料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 徴収事務の委託をした日  
令和 6 年 4 月 1 日



横 浜 市 告 示 第 106 号

令和6年度横浜市一般会計予算ほか23件の要領公表  
令和6年3月26日の市議会において議決を得た令和6年度横浜市  
一般会計予算ほか23件の要領を、別冊のとおり公表する。  
令和6年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 107 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の延長

令和 6 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次に掲げる地域に住所等を有する者については、固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧（令和 6 年 3 月横浜市告示第 61 号）の縦覧期間にかかわらず、次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 指定地域

石川県及び富山県

2 縦覧に供する価格等縦覧帳簿

- (1) 土地価格等縦覧帳簿
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿

3 縦覧期間

令和 6 年 4 月 1 日から別途告示で定める期日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

4 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

5 縦覧場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
鶴見区の区域	鶴見区役所総務部税務課
神奈川区の区域	神奈川区役所総務部税務課
西区の区域	西区役所総務部税務課
中区の区域	中区役所総務部税務課
南区の区域	南区役所総務部税務課
港南区の区域	港南区役所総務部税務課
保土ヶ谷区の区域	保土ヶ谷区役所総務部税務課
旭区の区域	旭区役所総務部税務課
磯子区の区域	磯子区役所総務部税務課
金沢区の区域	金沢区役所総務部税務課
港北区の区域	港北区役所総務部税務課
緑区の区域	緑区役所総務部税務課
青葉区の区域	青葉区役所総務部税務課
都筑区の区域	都筑区役所総務部税務課
戸塚区の区域	戸塚区役所総務部税務課
栄区の区域	栄区役所総務部税務課
泉区の区域	泉区役所総務部税務課
瀬谷区の区域	瀬谷区役所総務部税務課

横浜市告示第 108 号

市政刊行物・グッズ販売コーナーにおける刊行物等の売  
 払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市政刊行物・グッズ販売コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 109 号

旭 区 白 根 五 丁 目 に お け る 街 区 の 変 更

横 浜 市 住 居 表 示 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 39 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 95 号 )  
第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 旭 区 白 根 五 丁 目 の 街 区 を 次 の と お り 変 更 す  
る 。

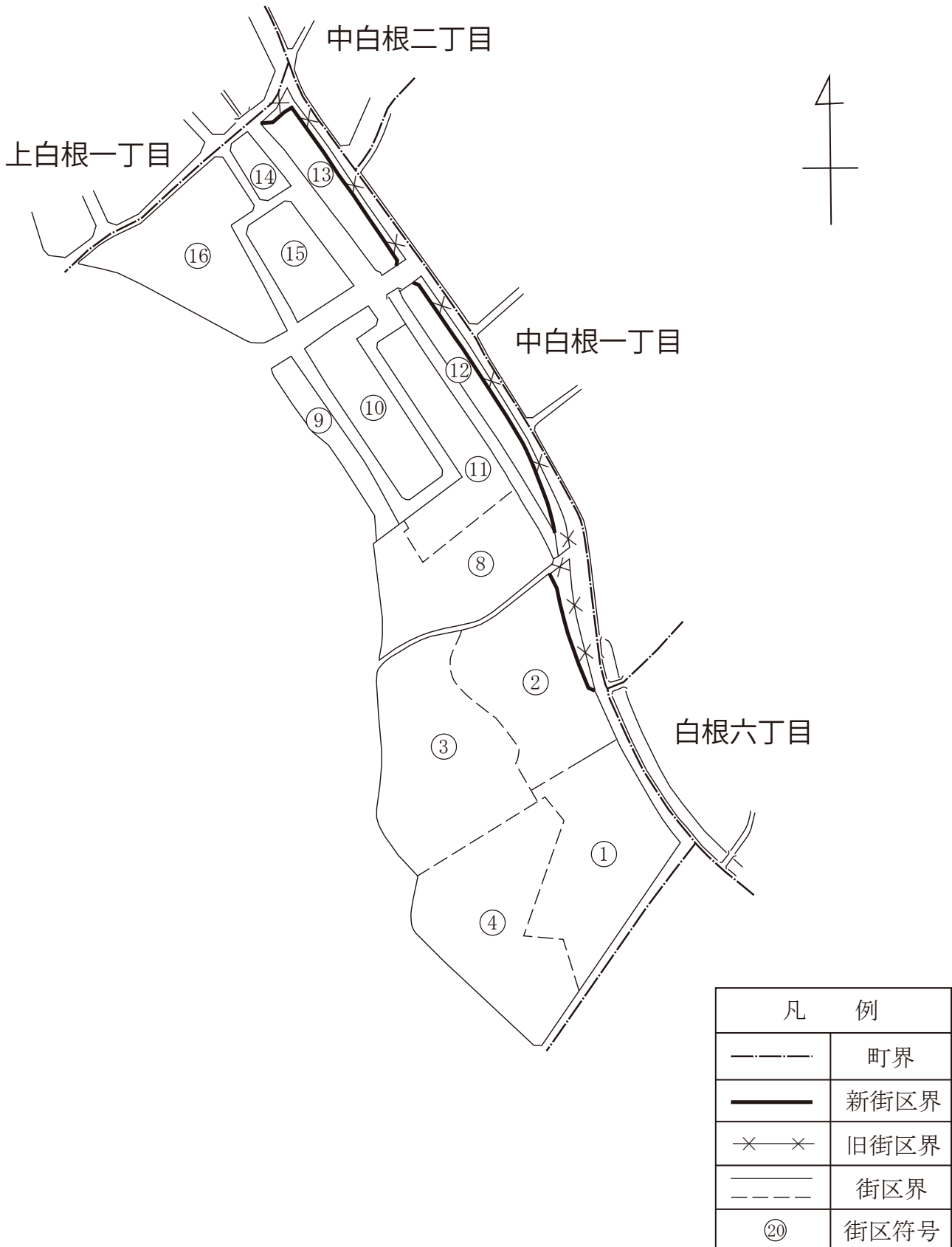
令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 変 更 す る 街 区  
旭 区 白 根 五 丁 目 2 番 、 12 番 及 び 13 番 街 区 ( 別 図 の と お り )
- 2 実 施 期 日  
令 和 6 年 4 月 5 日

別図

旭区白根五丁目における街区の変更図



横浜市告示第 110 号

計量法第 19 条の規定に基づく定期検査手数料収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づく定期検査にかかる手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市消費者協会 理事長 阿南 久	港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 111 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 6 年 1 月 1 日	株式会社 B e i t a i r	ヘルパー ステーション アイビー	鶴見区向井町 1 丁目 32 番地	居宅介護、 重度訪問介 護
同	合同会社 n e b u l a	ネビュラ	西区中央二丁目 53 番 2 号	就労継続支 援 A 型
同	有限会社三 幸	介護 迎	中区千歳町 1 番 地の 2	居宅介護、 重度訪問介 護
同	フロンティ アリンク株 式会社	フロンティ アリンク横 浜キャリア センター	中区万代町 1 丁 目 2 番地の 12	就労定着支 援
同	一般社団法 人英	グループホ ーム L a . O h a n a	南区唐沢 18 番地 の 2	共同生活援 助
同	産業包装株 式会社	民間介護福 祉サービス サンケア	港北区仲手原二 丁目 19 番 4 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	合同会社イ フュー	訪問介護本 舗 有良	港南区大久保二 丁目 32 番 27 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社エ ッセンス	ヘルパー ステーション リンク	港南区港南台四 丁目 26 番 10 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	特定非営利 活動法人こ ころの健康 を考えるが も会	パステル	港南区港南六丁 目 27 番 12 号	就労継続支 援 B 型
同	株式会社テ イクワン	ヘルパーセ ンターすば る	瀬谷区宮沢二丁 目 28 番地の 20	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社エ ッセンス	そらりす	栄区桂台北 20 番 12 号	共同生活援 助
令和 6 年 2 月 1 日	パーソルダ イバーズ株	N e u r o D i v e	神奈川区金港町 6 番地の 18	就労定着支 援

	株式会社	横浜		
同	株式会社 Fast Motion	就労定着 就労移行 Tスクール 横浜駅西口 第 2 オフィス	神奈川区鶴屋町 3 丁目 29 番地 4	就労定着支 援
同	株式会社 日本就労移行支援センター	日本就労移 行支援セ ンター横 浜校	神奈川区鶴屋町 1 丁目 7 番地 10	就労移行支 援
同	I R O D O R I 合同会社	い ろ ど り 西 横 浜	西区浜松町 2 番 5 号	自立訓練（ 生活訓練）
同	合同会社 Wahaha Factory	W a h a h a a	中区曙町 5 丁目 64 番地の 1	就労継続支 援 B 型
同	株式会社 デイプランニング	ワ ン ヘ ル ス ラ ボ	中区弥生町 2 丁 目 15 番地の 1	就労継続支 援 B 型
同	大福株式会社	ラ ン ド マ ー ク	中区弁天通 2 丁 目 29 番地	就労継続支 援 B 型
同	株式会社 LSR	サ ブ カ ル ビ ン ジ ネ ス セ ン タ ー 横 浜	中区弁天通 4 丁 目 67 番地の 1	就労継続支 援 B 型
同	関東紙工株式会社	関 東 紙 工 株 式 会 社 福 祉 事 業 部 フ ァ タ ー レ	戸塚区上矢部町 2,196 番地の 2	重度訪問介 護
同	株式会社 sheep ドリーム	ホ ー ム ケ ア M L C	栄区桂台南二丁 目 39 番 12 号	重度訪問介 護
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社 Beit Air	ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン ア イ ビ ー	鶴見区向井町 1 丁目 32 番地	行動援護
同	合同会社 起差点	移 動 サ ー ビ ス き っ さ て ん	鶴見区鶴見中央 二丁目 13 番 14 号	行動援護
同	ミナノワ株式会社	ク ラ イ ス ハ イ ム 横 浜 北 部 事 業 所	鶴見区上末吉五 丁目 10 番 8 号	共同生活援 助
同	株式会社 神奈川福祉文化協会	ル ア ナ 鶴 見	鶴見区北寺尾四 丁目 21 番 42 号	共同生活援 助
同	特定非営利活動法人	特 定 非 営 利 活 動 法 人	中区吉浜町 1 番 地の 9	行動援護



	アサポート 青空	アサポート 青空		
同	株式会社 プ ラスオー	m a n a b y C R E A T O R S 関 内	中区 長者町 4 丁 目 9 番地の 2	就労継続支 援 B 型
同	華林商事株 式会社	華寿苑 よ こはま み なみ	南区 宿町 1 丁目 22 番地	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社 わ くわくワー ク大石	ダウンヒル 横浜	南区 高砂町 2 丁 目 25 番地の 4	共同生活援 助
同	特定非営利 活動法人湧	ねがいの木 II	戸塚区 汲沢町 47 8 番地の 6	共同生活援 助
同	特定非営利 活動法人湧	ねがいの木 II 短期入所 事業所	戸塚区 汲沢町 47 8 番地の 6	短期入所
同	テクニカル ホーム株式 会社	わくわく・ 緑園	泉区 岡津町 2,52 8 番地の 37	生活介護
同	合同会社 オ カモトズ	ヘルパーズ テーション ボン・ボ ヤーヂュ	泉区 上飯田町 2, 802 番地の 1	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護、同行援 護
同	株式会社 K U K U R U	K U K U R U 市ケ尾	青葉区 市ケ尾町 1,052 番地の 1	就労継続支 援 B 型
同	一般社団法人 デザイン研 究所	キュアケア つばさ 青 葉	青葉区 元石川町 3,789 番地の 3	共同生活援 助
同	一般社団法人 デザイン研 究所	キュアケア つばさ 青 葉	青葉区 元石川町 3,789 番地の 3	短期入所
同	ファミリース ・ホスピス 株式会社	訪問介護フ ァミリース ホスピス ンター南	都筑区 中川中央 二丁目 5 番 6 号	居宅介護、 重度訪問介 護

横 浜 市 告 示 第 112 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 19 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	事 業 の 内 容
令 和 6 年 1 月 1 日	一 般 社 団 法 人 サ ポ ー ト ネ ッ ト	相 談 セ ン タ 一 S - L a b o	瀬 谷 区 三 ツ 境 11 1 番 地 の 6	地 域 移 行 支 援 、 地 域 定 着 支 援

横浜市告示第 113 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 6 年 1 月 1 日	有限会社かながわ福祉サービス	かながわヘルパーステーション	中区松影町 2 丁目 6 番地の 7
同	一般社団法人サポートネット	相談センター S-L a b o	瀬谷区三ツ境 11 番地の 6
令和 6 年 2 月 1 日	G コーポレーション株式会社	相談支援 k u k u r u	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36
同	株式会社ディアミー	相談支援事業所ディアミー	青葉区さつきが丘 22 番地の 2

横浜市告示第 114 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社鴨清	フォレストケアサービス	青葉区鴨志田町 564 番地の 8	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
令和 5 年 12 月 1 日	株式会社花菱グループ	ケアステーション・花菱磯子	磯子区原町 12 番 1 号	同行援護
令和 5 年 12 月 31 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	横浜市福祉サービス協会 保土ヶ谷介護事務所	保土ヶ谷区宮田町 1 丁目 5 番地の 10	重度訪問介護
同	特定非営利活動法人愛ヶ谷コープ	愛ヶ谷事業所 保土ヶ谷	保土ヶ谷区仏向町 249 番地の 1	居宅介護、重度訪問介護
令和 6 年 1 月 1 日	株式会社花菱グループ	ケアステーション・花菱磯子	磯子区原町 12 番 1 号	居宅介護
令和 6 年 1 月 31 日	一般社団法人自立支援推進センター	ピュアルトエントナーテイメントアカデミー	中区弁天通 2 丁目 29 番地	就労継続支援 B 型
同	一般社団法人横浜市瀬谷区医師会	瀬谷区医師会ヘルパーステーション	瀬谷区二ツ橋町 489 番地の 46	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社天月	天月	港南区日野五丁目 23 番 19 号	就労継続支援 A 型
同	株式会社ケアリッツ・アートナーズ	ケアリッツ鶴見	鶴見区鶴見中央四丁目 35 番 21 号	重度訪問介護
同	株式会社ケアリッツ・アートナーズ	ケアリッツ東神奈川	神奈川区二ツ谷町 11 番地の 16	重度訪問介護
同	一般社団法人自立支援	自立支援ホームピュアルト	西区東久保町 5 番 16 号	共同生活援助

	推進センター			
同	有限会社松田メデイアルサービス	訪問介護はらっぱ	瀬谷区阿久和東四丁目 21 番地の 7	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ菊名	港北区篠原北一丁目 1 番 14 号	重度訪問介護
同	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ横浜	西区中央一丁目 37 番 24 号	重度訪問介護
同	W i L L 株式会社	W i L L 訪問介護ステーション神奈川事業所	西区浅間町 3 丁目 176 番地の 7	居宅介護、重度訪問介護

横浜市告示第 115 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 10 月 25 日	特定非営利活動 法人ホームヘル プサービス緑	ホームヘルプサ ービス緑	緑区十日市場町 831 番地の 6
令和 6 年 1 月 31 日	M o a n a C a r e 株式会社	相談支援事業所 マリン	都筑区荏田南二 丁目 12 番 4 号

横浜市告示第 116 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託  
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の所在地	指定公金事務取扱者に委託した業務に係る歳入	指定公金事務取扱者の指定をした日	収納事務の委託をした日
横浜市緑の協会・スポーツ協会グループ	中区日本大通 58 番地	三ツ沢公園のイベント等開催の行為に及び許可に係る使用料	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
横浜市スポーツ協会・F・マリノススポーツクラブ・管理事業体 JV 共同	中区尾上町 6 丁目 81 番地	新横浜公園のイベント等開催の行為に及び許可に係る使用料	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
緑とコミュニティグループ	神奈川区三ツ沢中町 6 番 7 号	今川公園の草地広場の行為に及び許可に係る使用料	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
緑とコミュニティグループ	神奈川区三ツ沢中町 6 番 7 号	谷本公園（北エリア）及び高架下の行為に及び許可に係る使用料	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
横浜緑地株式会社	磯子区杉田 4 丁目 5 番 10 号	金井公園の多目的広場のイベント等開催の行為に及び許可に係る使用料	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日

横浜市告示第 117 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称  
G M O ペイメントゲートウェイ株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号
- 3 指定納付受託者を指定した日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入  
キャッシュレス決済による粗大ごみ処理手数料納付
- 5 指定納付受託者に納付させる期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



横浜市告示第 118 号

一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した区	委託した期間
株式会社山陽紙業 代表取締役 塩 貝 圭	神奈川県西寺 尾二丁目 8 番 18 号	鶴見区、神奈 川区、港北区 、青葉区、都 筑区	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 まで
株式会社山陽紙業 代表取締役 塩 貝 圭	神奈川県西寺 尾二丁目 8 番 18 号	保土ヶ谷区、 旭区、緑区、 戸塚区、泉区 、瀬谷区	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 まで
株式会社ワイ・エ ス・ディ 代表取締役 安 田 啓 三	金沢区幸浦二 丁目 2 番地の 9	西区、中区、 南区、港南区 、磯子区、金 沢区、栄区	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 まで

横浜市告示第 119 号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、粗大ごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ファミリ ー マート 代表取締役 細見研介	東京都港区芝浦 3 丁 目 1 番 21 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社セブナー イレブン・ジャ パン 代表取締役 永松文彦	東京都千代田区二番 町 8 番地の 8	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
山崎製パン株式 会社 代表取締役社長 飯島延浩	東京都千代田区岩本 町 3 丁目 10 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
ミニストップ株 式会社 代表取締役 藤本明裕	千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社ローソ ン 代表取締役 竹増貞信	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田礼信	広島市安佐北区安佐 町大字久地 665 番地 の 1	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 120 号

地図売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、地図売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜 市ひとり親家庭福 祉会 理事長 道下久美子	神奈川区立町 14 番地 の 3	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
グリーンファシリ ティーズ瀬谷株式 会社 代表取締役 浮穴浩一	西区みなとみらい三 丁目 6 番 1 号	
株式会社中央ジオ マチックス横浜営 業所 所長 荻野典幸	中区太田町 2 丁目 22 番地	

横浜市告示第 121 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入	指定公金事務取扱者の指定をした日	収納事務の委託をした日
横浜市 S & C パーキング共 同事業体 代 表団体 横浜 サイカパーキ ング株式会社	中区尾上町 6 丁目 81 番地	市営自転車駐 車場の整理手 数料	令和 6 年 3 月 27 日	令和 6 年 4 月 1 日
一般財団法人 横浜市交通安 全協会	中区住吉町 2 丁目 22 番地	市営自転車駐 車場の整理手 数料及び放置 自転車等の保 管手数料	令和 6 年 3 月 27 日	令和 6 年 4 月 1 日
アートプレッ クス戸塚株式 会社	西区北幸一丁 目 11 番 5 号	市営自転車駐 車場の整理手 数料	令和 6 年 3 月 27 日	令和 6 年 4 月 1 日
株式会社セイ フティーガー ドシステム	旭区二俣川 2 丁目 72 番地 の 17	放置自転車等 の保管手数料	令和 6 年 3 月 27 日	令和 6 年 4 月 1 日
株式会社アー バントライン グ	旭区二俣川 1 丁目 45 番地 の 44	放置自転車等 の保管手数料	令和 6 年 3 月 27 日	令和 6 年 4 月 1 日

横浜市告示第 122 号

港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所））、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、港湾使用料（岸壁（大黒ふ頭の岸壁（大黒ふ頭 C 一 3 号岸壁を除く。）、出田町ふ頭の岸壁、瑞穂ふ頭岸壁、山内ふ頭岸壁、みなとみらいの耐震岸壁、新港ふ頭の岸壁（引き船の使用に係るものに限る。）、山下ふ頭の岸壁、本牧ふ頭の岸壁、本牧ふ頭新建材の岸壁、金沢木材ふ頭岸壁、小型油槽船係留さん橋、引き船係留施設に限る。）、物揚場（末広町物揚場、大黒ふ頭の物揚場、出田町ふ頭の物揚場、瑞穂ふ頭物揚場、みなとみらい中央物揚場、山下ふ頭の物揚場、本牧ふ頭の物揚場、金沢木材ふ頭の物揚場に限る。）、荷さばき地（大黒ふ頭の荷さばき地、出田町ふ頭の荷さばき地、瑞穂ふ頭の荷さばき地、山内ふ頭 A 号荷さばき地、山下ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭新建材 A 号荷さばき地、金沢木材ふ頭の荷さばき地に限る。）、在来貨物ターミナル用地、上屋（大黒ふ頭の上屋及び同上屋事務所（大黒ふ頭 T 一 3 号上屋、同 T 一 3 号上屋事務所、T 一 4 号上屋、T 一 4 号上屋事務所を除く。）、出田町ふ頭の上屋（付属建物を含む。）、山内ふ頭上屋及び同上屋事務所、山下ふ頭の上屋及び同上屋事務所（航空貨物ターミナル及び同事務所、山下ふ頭 11 号上屋事務所を除く。）、本牧ふ頭の上屋及び同上屋事務所（本牧ふ頭 D 突堤 C F S 一 1（コンテナ上屋）及び同付属事務所並びに同 C F S 一 2（コンテナ上屋）及び同付属事務所、本牧ターミナルオフィスセンターを除く。）に限る。）、港湾厚生施設（小型油槽船係留さん橋休憩所、大黒ふ頭 2 号物揚場休憩所、港湾労働者山内ふ頭休憩所、本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属シャワー施設及び同 C 突堤 3・4 号上屋付属シャワー施設並びに同 C 突堤労働者休憩所、本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設、南本牧ふ頭休憩施設に限る。）、その他施設（事務所）（大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル、本牧ふ頭 A 突堤事務所、本牧 A 突堤基部事務所、本牧新建材ふ頭事務所、小型油槽船係留さん橋事務所に限る。）、港湾施設用地・ふ頭用地（鶴見地区 I、大黒ふ頭 I、出田町ふ頭 I、瑞穂ふ頭 I、山内ふ頭 I、みなとみらい中央地区 I、山下ふ頭 I、本牧ふ頭 I、南本牧ふ頭 I、金沢木材ふ頭 I に限る。））に係る徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊 東 慎 介	中区山下町 2 番地	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 123 号

入 港 料 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 ( 令 和 6 年 政 令 第 12 号 ) 附 則 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り な お 従 前 の 例 に よ る こ と と さ れ る 地 方 自 治 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 に よ る 改 正 前 の 地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 横 浜 港 に 入 港 し た 船 舶 に 係 る 入 港 料 の 徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
横 浜 港 埠 頭 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 伊 東 慎 介	中 区 山 下 町 2 番 地	令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 124 号

赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜赤レンガ倉庫 共同事業体 代表者 株式会社横浜赤レンガ 代表取締役 岩崎求起	中区新港一丁目 1 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで



横浜市告示第 125 号

赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、赤レンガパーク等使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜赤レンガ倉庫 共同事業体 代表者 株式会社横浜赤レンガ 代表取締役 岩崎求起	中区新港一丁目 1 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 126 号

港 湾 施 設 使 用 料 の 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 ( 令 和 6 年 政 令 第 12 号 ) 附 則 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り な お 従 前 の 例 に よ る こ と と さ れ る 地 方 自 治 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 に よ る 改 正 前 の 地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 港 湾 施 設 使 用 料 の 徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
新 港 ふ 頭 客 船 ター ミ ナ ル 株 式 会 社	西 区 み な と み ら い 二 丁 目 3 番 5 号	令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 127 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

第 5 項第 3 号ウの表中

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区本牧ふ頭	759,801
-----------------	--------	---------

」

を

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区本牧ふ頭	786,363
-----------------	--------	---------

」

に改める。

第 11 項の表中

「

本牧ふ頭 I	中区本牧ふ頭	755,200
本牧ふ頭 II	同	1,251,413

」

を

「

本牧ふ頭 I	中区本牧ふ頭	750,305
本牧ふ頭 II	同	1,256,308

」

に改める。

横浜市告示第 128 号

横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示（令和 4 年 3 月横浜市告示第 160 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

第 1 項第 1 号イの表中

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	759,801
-----------------	---------

」

を

「

本牧ふ頭コンテナターミナル用地	786,363
-----------------	---------

」

に改める。

横浜市告示第 129 号

「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般社団法人横浜金沢観光協会 代表理事（会長） 橘 川 和 夫	金沢区洲崎町 1 番 18 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 130 号

横浜市国際学生会館使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、横浜市国際学生会館使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市国際交流協会 理事長 小野 崎 信 之	西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 131 号

横浜市学校給食費の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、横浜市学校給食費の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役社長 角田典彦	東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 132 号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の  
一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年  
2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、令和6年4月  
5日から施行する。

令和6年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

表に次のように加える。

横浜市会政務活動 費の交付に関する 条例施行規則（平 成13年3月横浜市 規則第31号）	第2条	令和6年 4月5日	政務活動費交付 申請
	第4条第1項	令和6年 4月5日	政務活動費交付 申請事項変更届 出



公 告

横 浜 市 公 告 第 189 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課  
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
和 田 一 丁 目 公 園	保 土 ヶ 谷 区 和 田 一 丁 目 287 番 の 3	別 図 の と お り 1,447 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 6 年 4 月 8 日 か ら 令 和 7 年 12 月 31 日 ま で

別 図 ( 省 略 )

横 浜 市 公 告 第 190 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 大 黒 町 20 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、 ほう 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 191 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 4 年 10 月 7 日 第 2022 開 1205 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都新宿区新宿 2 丁目 5 番 16 号  
株式会社マリーナ  
代表取締役 鈴木 教 雄
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
緑区鴨居三丁目 656 番の 26 から 656 番の 28 までの各一部、656 番の 30、656 番の 39、656 番の 57 から 656 番の 72 まで、（筆界未定 676 番の 120 及び 759 番の 2）の一部、757 番の 2 の一部、758 番の 1 の一部及び 758 番の 4 の一部

横 浜 市 公 告 第 192 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 12 月 2 日 第 2022 開 301 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 2 番 2 号  
株 式 会 社 ジ ョ イ ア ー ル 東 日 本 都 市 開 発  
代 表 取 締 役 社 長 根 本 英 紀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
西 区 平 沼 一 丁 目 150 番 の 16

横 浜 市 公 告 第 193 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 8 月 31 日 第 2023 開 806 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 尾 上 町 4 丁 目 47 番 地  
リ ス ト ホ ー ム ズ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 北 見 尚 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 さ ち が 丘 200 番 の 35 の 一 部 並 び に 中 希 望 が 丘 14 番 の 2 の 一  
部

横 浜 市 公 告 第 194 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 9 月 20 日 第 2023 開 1310 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29  
株 式 会 社 横 浜 建 物  
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 深 谷 町 1,219 番 の 10 及 び 1,219 番 の 14 か ら 1,219 番 の 25  
ま で

横 浜 市 公 告 第 195 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 11 月 6 日 第 2023 開 809 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号  
株 式 会 社 東 栄 住 宅  
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 今 川 町 5 番 の 36 並 び に 四 季 美 台 29 番 の 5 及 び 29 番 の 33 から  
29 番 の 43 まで

横 浜 市 公 告 第 196 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 12 月 15 日 第 2023 開 1409 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号  
株 式 会 社 東 栄 住 宅  
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 中 屋 敷 一 丁 目 31 番 の 6 及 び 31 番 の 37 から 31 番 の 41 まで



横浜市公告第 197 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 4 ・ 5 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 3 月 26 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
11.90 m
- 5 指定の場所  
中区立野 52 番の 1 及び大和町 2 丁目 55 番の 2
- 6 申請者の氏名  
ファースト・クラス株式会社  
代表取締役 小野 壘

横 浜 市 公 告 第 198 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 8 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 3 月 22 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
44.99 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 さ ち が 丘 178 番 の 17 及 び 183 番 の 9 の 先
- 6 申 請 者 の 氏 名  
相 鉄 不 動 産 株 式 会 社  
取 締 役 社 長 鈴 木 正 宗

横 浜 市 公 告 第 199 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 12 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 3 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
15.20 m
- 5 指 定 の 場 所  
緑 区 上 山 二 丁 目 559 番 の 10 及 び 559 番 の 11
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 M - H O U S E  
代 表 取 締 役 島 田 光 博

横浜市公告第 200 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 43・13 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 3 月 22 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
7.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
250.37 m
- 5 廃止の場所  
港南区上永谷二丁目 5,322 番の 97 地先から 5,335 番の 11 地先まで

横 浜 市 公 告 第 201 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 34 ・ 109 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 6 年 3 月 15 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
8.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
19.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
中 区 根 岸 町 3 丁 目 176 番 の 4 地 先 か ら 176 番 の 34 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 202 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 41 ・ 21 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 6 年 3 月 18 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
74.15 m
- 5 廃 止 の 場 所  
泉 区 下 和 泉 四 丁 目 1,831 番 の 6 地 先 か ら 1,831 番 の 87 地 先 ま で  
及 び 1,831 番 の 38 地 先 か ら 1,831 番 の 44 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 203 号

横 浜 駅 周 辺 地 区 に お け る 都 市 再 生 推 進 法 人 の 指 定

都 市 再 生 特 別 措 置 法 ( 平 成 14 年 法 律 第 22 号 ) 第 118 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 駅 周 辺 地 区 に お け る 都 市 再 生 推 進 法 人 と し て 、 次 の 法 人 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 再 生 推 進 法 人 の 名 称  
一 般 社 団 法 人 横 浜 西 口 エ リ ア マ ネ ジ メ ン ト
- 2 代 表 者 名  
代 表 理 事 左 藤 誠
- 3 事 務 所 所 在 地  
西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号
- 4 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 3 月 27 日

区 告 示

都 筑 区 告 示 第 1948 号 ( 令 和 6 年 3 月 25 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 川 和 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 3 月 25 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 々 田 賢 一

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
区 域	会 の 区 域 は 、 横 浜 市 都 筑 区 川 和 町 1 番 地 か ら 986 番 地 ま で 、 988 番 地 か ら 1,695 番 地 の 4 ま で 、 1,696 番 地 か ら 1,713 番 地 ま で 、 1,714 番 地 、 1,716 番 地 、 1,718 番 地 、 1,720 番 地 か ら 1,722 番 地 ま で 、 1,724 番 地 か ら 2,154 番 地 ま で 、 2,158 番 地 か ら 2,160 番 地 ま で 、 2,162 番 地 の 1 か ら 2,162 番 地 の 10 ま で 、 2,163 番 地 か ら 2,165 番 地 ま で 、 2,168 番 地 か ら 2,175 番 地 ま で 、 2,177 番 地 か ら 2,182 番 地 ま で 、 2,191 番 地 、 2,192 番 地 、 2,196 番 地 、 2,197 番 地 、 2,199 番 地 、 2,203 番 地 、 2,204 番 地 、 2,208 番 地 、 2,211 番 地 、 2,213 番 地 、 2,215 番 地 か ら 2,249 番 地 ま で 、 2,251 番 地 か ら 2,268 番 地 ま で 、 2,270 番 地 、 2,272 番 地 か ら 2,287 番 地 ま で 、 2,290 番 地 か ら 2,294 番 地 の 4 、 2,296 番 地 の 18 、 2,297 番 地 、 2,298 番 地 か ら 2,595 番 地 ま で 、 2,596 番 地 の 5 、	会 の 区 域 は 、 横 浜 市 都 筑 区 川 和 町 1 番 地 か ら 986 番 地 ま で の う ち 54 - 1 番 地 を 除 く 、 988 番 地 か ら 1,695 番 地 の 4 ま で 、 1,696 番 地 か ら 1,713 番 地 ま で 、 1,714 番 地 、 1,716 番 地 、 1,718 番 地 、 1,720 番 地 か ら 1,722 番 地 ま で 、 1,724 番 地 か ら 2,150 番 地 ま で 、 2,152 番 地 か ら 2,154 番 地 ま で 、 2,158 番 地 か ら 2,160 番 地 ま で 、 2,162 番 地 の 1 か ら 2,162 番 地 の 10 ま で 、 2,163 番 地 か ら 2,165 番 地 ま で 、 2,168 番 地 か ら 2,175 番 地 ま で 、 2,177 番 地 か ら 2,182 番 地 ま で 、 2,191 番 地 、 2,192 番 地 、 2,196 番 地 、 2,197 番 地 、 2,199 番 地 、 2,203 番 地 、 2,208 番 地 、 2,211 番 地 、 2,213 番 地 、 2,215 番 地 か ら 2,249 番 地 ま で 、 2,251 番 地 か ら 2,268 番 地 ま で 、 2,270 番 地 、 2,272 番 地 か ら 2,287 番 地 ま で 、 2,290 番 地 か ら 2,294 番 地 ま で 、 2,296 番 地 の 4 、 2,296 番 地 の 18 番 地 か ら 2,595 番 地 ま



地の 33 から、 2,596 番地の 35 まで、 2,598 番地から 2,602 番地まで、 2,604 番地から 2,672 番地まで、 2,675 番地から 2,679 番地まで、 2,681 番地から 2,683 番地まで、 2,686 番地から 2,692 番地まで、 2,694 番地の 3、 2,694 番地の 33 から 2,494 番地の 35 まで及び 2,699 番地から 2,760 番地までの区域とする。

で、 2,596 番地の 5、 2,596 番地の 33 から 2,596 番地の 35 まで、 2,598 番地から 2,602 番地まで、 2,604 番地から 2,672 番地まで、 2,675 番地から 2,679 番地まで、 2,681 番地から 2,683 番地まで、 2,686 番地から 2,692 番地まで、 2,694 番地の 3、 2,694 番地の 33 から 2,694 番地の 35 まで及び 2,699 番地から 2,760 番地まで、 3,000 番地から 3,054 番地までのうち 3,031 番地、 3,032 番地、 3,033 番地、 3,035 番地、 3,051 番地、 3,052 番地を除く区域とする。

鶴見区告示第 1 号（令和 6 年 3 月 26 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、元宮自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 26 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中 村 利 之 鶴見区元宮一丁目 6 番 29 号	鈴 木 秀 明 鶴見区元宮二丁目 2 番 6 号

区 公 告

磯子区公告第 47 号（令和 6 年 3 月 25 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 3 月 25 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 32 - 74 浜 横浜	平成 26 年 10 月 6 日
横 32 - 76 浜 横浜	平成 27 年 10 月 1 日
横 93 - 76 浜 横浜	令和 元年 6 月 30 日

水道局

横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第 3 号（令和 6 年 3 月 19 日揭示済）

横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程（昭和 38 年 2 月水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

（勤務時間の特例）

- 3 就業規程第 16 条第 6 項に定める勤務時間の割振り、休憩時間及びその組別は、当分の間、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

組別	勤務時間	休憩時間
1 組	午前 7 時から午後 3 時 45 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
2 組	午前 7 時 15 分から午後 4 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで
3 組	午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
4 組	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
5 組	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
6 組	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで
7 組	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
8 組	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
9 組	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで
10 組	午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
11 組	午前 9 時 45 分から午後 6 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
12 組	午前 10 時から午後 6 時 45 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで

13 組	午前 10 時 15 分から午後 7 時まで	午後 1 時 45 分から午後 2 時 45 分まで		
14 組	午前 10 時 45 分から午後 7 時 30 分まで	午後 2 時 15 分から午後 3 時 15 分まで		
15 組	午前 11 時 15 分から午後 8 時まで	午後 2 時 45 分から午後 3 時 45 分まで		
16 組	午前 11 時 45 分から午後 8 時 30 分まで	午後 3 時 15 分から午後 4 時 15 分まで		
17 組	午後 0 時 15 分から午後 9 時まで	午後 3 時 45 分から午後 4 時 45 分まで		
18 組	(1)	ア 午前 7 時から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		イ 午前 7 時 30 分から午後 6 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		ウ 午前 8 時から午後 6 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		エ 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		オ 午前 9 時から午後 7 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		カ 午前 9 時 30 分から午後 8 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		キ 午前 10 時から午後 8 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
	(2)	ア 午前 8 時から午後 3 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		イ 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		ウ 午前 9 時から午後 4 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		エ 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		オ 午前 10 時から午後 5 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		カ		
		キ		
19 組	(1)	ア 午前 7 時から午後 6 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		イ 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		ウ 午前 8 時から午後 7 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		エ 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		オ 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
		カ 午前 9 時 30 分から午後 9 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
	(2)	ア 午前 9 時から午後 3 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	

	イ	午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
	ウ	午前 10 時から午後 4 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

( 準 備 行 為 )

- 2 この規程の施行に関し必要な行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

---

交通局

---

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 13 号（令和 6 年 3 月 27 日揭示済）

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「任用規則の規定により」を削る。

第 20 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項の規定にかかわらず、交通局の係長の職（企業職員任用規則第 6 条第 2 項第 3 号に掲げる職）の欠員を給料表の適用を異にする転職によって補充する選考の結果に基づいて交通局行政職員となった場合の号給は、転職の日の前日に受けていた号給と同じ号給を企業職員給料表（一）にて受けているとみなし、その号給に対応する昇格後の号給欄に定める号給とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

横浜市交通局自動車安全管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 14 号（令和 6 年 3 月 28 日揭示済）

横浜市交通局自動車安全管理規程の一部を改正する規程

横浜市交通局自動車安全管理規程（平成 18 年 10 月交通局規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 交通事業管理者及び職員の安全に係る行動規範は、次のとおりとする。

- (1) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (2) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いとすること。
- (3) 事故、災害等が発生したときは、人命を最優先に考え、速やかに安全かつ適切な処置を施し、損害を最小限にとどめるよう努めること。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 15 号（令和 6 年 4 月 1 日揭示済）

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程（平成 27 年 3 月交通局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条を次のとおり改める。

（住居手当）

第 19 条 条例第 4 条の 3 に規定する住居手当は、自ら居住するため、借り受けた住居（職員宿舍及びその扶養親族（管理者が別に定める者に限る。）が所有する住宅を除き、貸間を含む。次項において同じ。）の家賃を支払っている職員（管理者が別に定める職員を除く。）に支給する。

2 手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 40 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある職員  
19,600 円

(2) 企業職員給料表（（一）を除く）の適用を受ける運輸技術職員のうち、採用日から勤続 5 年に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあり、近隣地（神奈川県全域、東京 23 区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都調布市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都狛江市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都多摩市、東京都稲城市及び東京都西東京市に居住する職員 50,000 円（ただし、家賃の月額が 50,000 円に満たないときは、家賃の月額に相当する額とし、その額が 19,600 円に満たないときは、19,600 円とする。）

(3) 企業職員給料表（（一）を除く）の適用を受ける職員（前号に該当する職員を除く）のうち、採用日から勤続 10 年に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある職員 19,600 円

3 同一の住居に居住する夫婦、親子及び兄弟姉妹で、その 2 人以上が本市に勤務する場合にあっては、管理者が別に定めるところにより、そのうちの 1 人について前項の規定を適用する。

4 前 3 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 第 13 項 た だ し 書 を 次 の よ う に 改 め る 。

た だ し 、 企 業 職 員 給 料 表 ( 二 ) 又 は 企 業 職 員 給 料 表 ( 三 ) の 適 用 を 受 け る 職 員 に つ き 、 当 該 額 が 企 業 職 員 給 料 表 ( 二 ) 1 級 55 号 を 下 回 る と き は 、 企 業 職 員 給 料 表 ( 二 ) 1 級 55 号 の 額 と す る 。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

( 適 用 )

2 第 10 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、 第 19 条 第 2 項 第 2 号 に 該 当 す る 住 居 手 当 の 支 給 に つ い て は 、 当 該 手 当 に 係 る 人 事 給 与 シ ス テ ム の 改 修 が 完 了 し た 後 に 開 始 す る も の と す る 。

交通局公告第 2 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 6 年 3 月 22 日懲戒処分に付した

。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
技術管理部上永谷 保守管理所	運輸職員	近藤海里	停職 1 箇月
高速鉄道本部駅務 管理所	運輸職員	郡司真言	減給 5 号
自動車本部港南営 業所	運輸職員	佐藤海知	戒告
自動車本部浅間町 営業所	運輸職員	秋田一紀	戒告

## 医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 8 号（令和 6 年 3 月 29 日揭示済み）

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 項中「月額で支給されるもの」を「横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 15 号）別表の 6 の項に掲げる特殊勤務手当（以下「処遇改善手当」という。）」に改め、同条第 2 項中「月額で支給されるもの」を「前項の処遇改善手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程別表第 4 の適用を受ける薬剤師又は視能訓練士の職員で、切替日においてその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員のうち病院事業管理者が別に定める職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 9 号（令和 6 年 3 月 29 日揭示済み）

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和 2 年 3 月医療局病院経営本部規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 8 条第 2 項中「100 分の 132.5」を「、横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成 24 年 5 月病院経営局規程第 8 号。以下「本部職員期末勤勉手当規程」という。）第 5 条第 1 項に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に乗じる割合（同項に規定する管理職員に適用するものを除く。）」に、「横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成 24 年 5 月病院経営局規程第 8 号。以下「本部職員期末勤勉手当規程」という。）第 5 条第 1 項」を「同項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 8 条の 2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（別に定める者に限る。）に支給する。

2 前項の勤勉手当の額は、第 3 条の規定に基づき会計年度任用職員ごとに定められた給料等の額に、それぞれその基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて本部職員期末勤勉手当規程第 13 条第 1 項の表に定める割合に勤務成績に応じて病院事業管理者が定める割合を乗じて得た割合を、乗じて得た額とする。

3 前項の場合において、病院事業管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、第 3 条の規定に基づき会計年度任用職員ごとに定められた給料等の額に、本部職員期末勤勉手当規程第 13 条第 2 項第 1 号に規定する割合（同号に規定する管理職員に適用するものを除く。）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 本部職員期末勤勉手当規程第 9 条及び第 10 条の規定は、会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会

横浜市一般職職員の給与に関する条例附則第 45 条及び第 47 条の規定に基づく給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 6 号（令和 6 年 3 月 29 日揭示済）

横浜市一般職職員の給与に関する条例附則第 45 条及び第 47 条の規定に基づく給料に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の給与に関する条例附則第 45 条及び第 47 条の規定に基づく給料に関する規則（令和 5 年 1 月横浜市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「承認」の次に「（以下「承認」という。）」を加え、「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を」に改める。

第 4 条第 1 項中「（特定日後に第 1 号又は第 3 号に掲げる職員となった者にあつては、当該職員となった日）以後」を「以後の当該各号に掲げる職員となった日以後」に改め、同項第 4 号中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第 6 条第 1 項中「（異動日後に第 1 号又は第 3 号に掲げる職員となった者にあつては、当該職員となった日）以後」を「以後の当該各号に掲げる職員となった日以後」に改め、同項第 1 号中「仮定異期間末日」を「仮定異動期間末日」に、「にこれよりも」を「に、これよりも」に改め、同項第 4 号中「相当する額」を「相当する額とし、給料の切替えに伴う経過措置として、給与条例その他の条例において異なる給料月額の設定がある場合は、当該給料月額とする。以下この条において同じ。」に改め、同条第 4 項中「相当する額」を「相当する額（給料表異動後の給料表に、給料表異動前の職務の級に対応する級が存在しない場合は、異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額）」に改める。

第 7 条第 1 項中「以下この条において同じ」を「以下同じ」に改め、同項第 1 号中「にこれよりも」を「に、これよりも」に改める。

第 10 条を第 15 条とし、第 9 条を第 14 条とし、第 8 条を第 13 条とし、第 7 条の次に次の 4 条を加える。

（人事交流等職員に対する給与条例附則第 47 条の規定による給料の支給）

第 8 条 職員から人事交流等により引き続き初任給規則第 5 条第 2 項各号に掲げる者になつた者で、当該者から人事交流等により引き続き初任給規則第 5 条第 2 項各号に掲げる職員となつたもの（以下「人事交流等職員」という。）（他の職への降任をされた職員に限る。）に限り、給与条例附則第 45 条の規  
 定によりその差額に相当する額を給料として支給される職員のうち、特定日に  
 給与条例附則第 43 条第 1 項の規定により当該職員が受ける給料月  
 額（人事交流等職員となつた日（当該日が 2 以上あるときは、当  
 該日のうち最も遅い日。以下同じ。）が 60 歳に達した日後におけ  
 る最初の 4 月 1 日（以下この条において「仮定特定日」という。  
 ）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして同項の  
 規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとな  
 る給料月額に相当する額。以下この条において「特定日給料月額  
 」という。）が異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」と  
 いう。）の前日に当該人事交流等があつたものとした場合に同日  
 において当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に 10  
 0 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたと  
 きはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときは  
 これを 100 円に切り上げた額。以下この条において「第 8 条基礎  
 給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第 1 項各  
 号に掲げる職員を除く。）には、人事交流等職員となつた日（特  
 定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては、特定日）以後  
 、第 8 条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を  
 、給与条例附則第 47 条の規定による給料として支給する。

(1) 人事交流等職員となつた日前に、職員であつたものとした場  
 合に、みなし異動日がある者

(2) 人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受け  
 る職員

第 9 条 人事交流等職員（他の職への降任をされた職員に限る。）  
 のうち、みなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつ  
 た日から引き続き給料表の適用を受けられる職員のうち、次の各号に  
 掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第 43 条第 1 項の規定に  
 より当該職員の受ける給料月額（特定日後に第 1 号又は第 3 号に  
 掲げる職員となつた者にあつては、特定日に第 1 号又は第 3 号に  
 掲げる職員となつたものとした場合に特定日に同項の規定により  
 当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額とし、人事交  
 流等職員となつた日が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日  
 （以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは  
 、仮定特定日に職員であつたものとして同項の規定が適用された  
 場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当



する額とする。以下この項において「特定日給料月額」という。  
 )が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げ  
 る職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じ  
 たときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたと  
 きはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条  
 基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事  
 交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合  
 にあっては、特定日)以後の当該各号に掲げる職員となった日以  
 後、第9条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額  
 を、給与条例附則第47条の規定による給料として支給する。

- (1) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員  
 みなし異動日の前日に当該人事交流等及び当該給料表異動等が  
 あったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合に  
 あっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとし  
 た場合)に同日において当該職員の受けることとなる給料月額  
 に相当する額(給料表異動後の給料表に、給料表異動前の職務  
 の級に対応する級が存在しない場合は、みなし異動日の前日に  
 当該職員が受けていた給料月額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 人事交流等職員となった日から特定日まで間に降格をした  
 職員みなし異動日の前日に当該人事交流等があったものとし  
 た場合に同日において当該職員の受けることとなる給料月額か  
 ら、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日  
 のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格  
 後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回  
 以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額)に相  
 当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員とな  
 った場合にあっては特定日。以下この号において同じ。)以後  
 に、承認を受け育児短時間勤務をすることとなった職員(地方  
 公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤  
 務をすることとなった職員を含み、人事交流等職員となった日  
 から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であ  
 った職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める  
 額

ア 人事交流等職員となった日以後に現に育児短時間勤務職員  
 である職員みなし異動日の前日に当該人事交流等があっ  
 たものとした場合に同日において当該職員の受けることとな  
 る給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未  
 満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未  
 満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算

出率を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 みなし異動日の前日に当該人の  
 事交流等があったものとした場合に同日において当該職員の  
 受けるとなる給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額  
 (4) 人事交流等職員となった日から特定日までの間の給料表の給  
 料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 みなし異動日の  
 前日に当該人事交流等があったものとした場合に同日において  
 当該職員の受けるとなる給料月額に対応する特定日の給料  
 表の給料月額（給料の切替えに伴う経過措置として、給与条例  
 その他の条例において異なる給料月額の定めがある場合は、当  
 該給料月額。以下この条において同じ。）に 100 分の 70 を乗じ  
 て得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け  
 る給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定  
 の適用については、同項中「第 9 条基礎給料月額と特定日給料月  
 額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受けるとする  
 給料月額との差額」とする。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる職員のいずれかに該当す  
 る職員であって、同項第 4 号に掲げる職員に該当する職員に対す  
 る前 2 項の規定の適用については、当該職員は第 1 項第 1 号から  
 第 3 号までに掲げる職員のいずれかに該当する職員であるものと  
 し、当該職員について適用される第 9 条基礎給料月額は、同項第  
 1 号から第 3 号までに規定する給料月額について特定日の給料表  
 の給料月額を用いて算出するものとする。

4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職員のいずれにも該当する職  
 員に対する同項及び第 2 項の規定の適用については、当該職員は  
 第 1 項第 2 号に該当する職員であるものとし、同号中「みなし異  
 動日の前日に当該人事交流等があったものとした場合に同日にお  
 いて当該職員の受けるとなる給料月額」とあるのは、「みなし異  
 し異動日の前日に当該人事交流等及び当該給料表異動等があつた  
 ものとした場合（給料表異動等が 2 回以上あつた場合にあっては  
 、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に  
 同日において当該職員が受けるとなる給料月額に相当する額  
 （給料表異動後の給料表に、給料表異動前の職務の級に対応す  
 る級が存在しない場合は、みなし異動日の前日に当該職員が受け  
 ていた給料月額）」とする。この場合において、当該職員が同項第  
 4 号に掲げる職員にも該当する場合については、この項前段の規  
 定により読み替えて適用する第 1 項第 2 号に規定する給料月  
 額は、特定日の給料表の給料月額を用いて算出するものとする。

第 10 条 人事交流等職員（特例任用後降任職員に限る。）であつて、人事交流等職員となつた日以前に、職員であつたものとした場合、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受け、職員のうち、異動日に給与条  
 例附則第 43 条第 1 項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日以後であるときは、異動日に職員となつたものとして同項の規定が適用されたる場合に異動日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に当該人事交流等があるものとした場合に同日において当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額（みなし異動日の前日から異動日の前日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額。以下この条において「第 10 条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第 1 項各号に掲げる職員を除く。）には、人事交流等職員となつた日（異動日前に人事交流等職員となつた場合にあっては、異動日）以後、第 10 条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条  
 例附則第 47 条の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け取る給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 10 条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受け取る給料月額との差額」とする。

第 11 条 人事交流等職員（特例任用後降任職員に限る。）のうち、みなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受け、職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条  
 例附則第 43 条第 1 項の規定により当該職員の受ける給料月額（異動日後に第 1 号又は第 3 号に掲げる職員になつた者にあつては、異動日に第 1 号又は第 3 号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額とし、人事交流等職員となつた日が異動日以後であるときは、異動日に職員であつたものとして同項の規定が適用されたる場合に異動日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額とす。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第 3 号アに掲げる職員以外  
 の職員にあっては、当該額

に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額。以下この条において「第 11 条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(異動日前に人事交流等職員となった場合にあっては、異動日)以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第 11 条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第 47 条の規定による給料として支給する。

- (1) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員みなし異動日の前日に当該人事交流等及び当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日までの間、当該給料表異動等後適用されている給料表及び初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が 2 回以上あった場合にあっては、みなし異動日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までの間、これらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日において当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額(これらの場合において、みなし異動日の前日から異動日の前日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額とし、給料表異動後の給料表に給料表異動前の職務の級に対応する級が存在しないときは、みなし異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額とする。)に 100 分の 70 を乗じて得た額
- (2) 人事交流等職員となった日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をした職員みなし異動日の前日に当該人事交流等があったものとした場合に同日において当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額(みなし異動日の前日から異動日の前日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を 2 回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額)に相当する額を減じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- (3) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日。以下この号において同じ。)以後

に、承認を受け育児短時間勤務をすることとなつた職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 人事交流等職員となつた日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員みなし異動日の前日に当該人事交流等があつたものとした場合に同日において当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額（みなし異動日の前日から異動日の前日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員みなし異動日の前日に当該人事交流等があつたものとした場合に同日において当該職員の受けることとなる給料月額（みなし異動日の前日から異動日の前日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に 100 分の 70 を乗じて得た額

(4) 人事交流等職員となつた日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員みなし異動日の前日に当該人事交流等があつたものとした場合に同日において当該職員の受けることとなる給料月額に対応する異動日の給料表の給料月額（みなし異動日の前日から異動日の前日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額に対応する異動日の給料表の給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額とし、給料の切替えに伴う経過措置として、給与条例その他の条例において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額とする。以下この条において同じ。）に 100 分の 70 を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 11 条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる職員のいずれかに該当する職員であつて、同項第 4 号に掲げる職員に該当する職員に対す

る前 2 項の規定の適用については、当該職員は第 1 項第 1 号から  
 第 3 号までに掲げる職員のいずれかに該当する職員であるものと  
 し、当該職員について適用される第 11 条基礎給料月額及び同項第  
 1 号から第 3 号までに規定する給料月額について異動日の給料表  
 の給料月額を用いて算出するものとする。

4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職員のいずれにも該当する職  
 員に対する同項及び第 2 項の規定の適用については、当該職員は  
 第 1 項第 2 号に該当する職員であるものとし、同号中「みなし異  
 動日の前日に当該人事交流等があったものとした場合には同日にお  
 いて当該職員の受けることとなる給料月額」とあるのは、「みな  
 し異動日の前日に当該人事交流等及び当該給料表異動等があり、  
 同日から異動日の前日までの間、当該給料表異動等後に適用され  
 ていた給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続  
 適用されては、みなし異動日の前日にそれらの給料表異動等が  
 順次あり、同日から異動日の前日までの間、これらの給料表異動  
 等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の  
 定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が 2  
 回以上あったが、同日において  
 当該職員が受けることとなる給料月額（給料表異動後の給料表に  
 なし異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額）」とする。  
 この場合においては、当該職員が同項第 4 号に掲げる職員にも該  
 する場合については、この項前段の規定により読み替えて適用す  
 る第 1 項第 2 号に規定する給料月額は、特定日の給料表の給料月  
 額を用いて算出するものとする。

第 12 条 人事交流等職員（特例任用期間降格等職員に限る。）のう  
 ち、みなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日  
 から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特例任用期間降  
 格等職員となつた日に給与条則第 43 条第 1 項の規定により当  
 該職員の受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が特例任用  
 期間降格等職員となつた日後であるときは、特例任用期間降格等  
 職員となつた日に職員であつたものとして同項の規定が適用され  
 た場合に特例任用期間降格等職員となつた日に当該職員が受ける  
 こととなる給料月額に相当する額。以下この項において「降格等  
 相当日給料月額」という。）が次の各号に掲げる職員の区分に応  
 じ当該各号に定める額（当該額に、50 円未満の端数を生じたとき  
 はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこ  
 れを 100 円に切り上げた額。以下この条において「第 12 条基礎給  
 料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等  
 職員となつた日から他の職への降任をされる日の前日まで（

特例任用期間降格等職員となつた日前に人事交流等職員となつた  
 場合にあっては、特例任用期間降格等職員となつた日から他の職  
 格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第 47  
 条の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等をし  
 た職員みなし異動日の前日に当該人事交流等及び当該給料表  
 異動等があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の  
 前日までの間、当該給料表異動等後に適用されていく給料表及  
 び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されてい  
 るものとした場合（給料表異動等が 2 回以上あった場合にあり  
 ては、みなし異動日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり  
 、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日までの間  
 、これらの給料表異動等後に適用されていく給料表及び初任給  
 基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものと  
 した場合）の同日において当該職員の受けることとなる給料月  
 額に相当する額（これらの場合において、みなし異動日の前日  
 から特例任用期間降格等職員となつた日の前日までの間に当該  
 職員の受けることとなる給料月額に相当する額に、これよりも  
 多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当  
 する額とし、給料表異動後の給料表に給料表異動前の職務の級  
 に対応する級が存在しないときは、特例任用期間降格等職員と  
 なつた日の前日に当該職員が受けていた給料月額とする。）に  
 100 分の 70 を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員とな  
 った日の前日に当該人事交流等があったものとした場合に同日  
 において当該職員の受けることとなる給料月額に相当する額（  
 みなし異動日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の  
 前日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額に相当す  
 る額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多  
 い給料月額に相当する額）に 100 分の 70 を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け  
 る給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定  
 の適用については、同項中「第 12 条基礎給料月額と降格等相当日  
 給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給  
 料月額との差額」とする。

3 みなし異動日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日ま  
 での間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員  
 に対する前 2 項の規定の適用については、当該職員について適用  
 される第 12 条基礎給料月額は、第 1 項各号に規定する給料月額に

ついて特例任用期間降格等職員となった日の給料表を用いて算出するものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



市会

横浜市会告示第 1 号

情報通信の技術を利用する方法により行う手続等

横浜市会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（令和 6 年 3 月横浜市会規程第 3 号）第 3 条の規定により、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 16 年 12 月横浜市条例第 67 号）を適用し、情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、適用日及び対象手続等を告示する。

令和 6 年 4 月 5 日

横浜市会議長 瀬之間 康 浩

根拠となる 条例等の名称	条 項	適用日	対象手続等
政治倫理の確立のための横浜市議員の資産等の公開に関する条例（平成 7 年 12 月横浜市条例第 74 号）	第 2 条第 1 項	令和 6 年 4 月 5 日	資産等報告書の提出
	第 2 条第 2 項	令和 6 年 4 月 5 日	資産等補充報告書の提出
	第 3 条	令和 6 年 4 月 5 日	所得等報告書の提出
	第 4 条	令和 6 年 4 月 5 日	関連会社等報告書の提出
	第 5 条第 1 項	令和 6 年 4 月 5 日	資産等報告書等の保存
横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）	第 6 条第 1 項	令和 6 年 4 月 5 日	行政文書の開示請求
横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年 2 月横浜市条例第 3 号）	第 6 条	令和 6 年 4 月 5 日	収支報告書等の提出
	第 7 条第 1 項	令和 6 年 4 月 5 日	収支報告書等の保存
横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成 13 年 3 月横浜市会規程第 1 号）	第 2 条第 1 項	令和 6 年 4 月 5 日	会派届出
	第 2 条第 2 項	令和 6 年 4 月 5 日	会派異動届出
	第 2 条第 3 項	令和 6 年 4 月 5 日	会派解散届出
	第 4 条第 1 項	令和 6 年	経理責任者届出

		4 月 5 日	
	第 4 条 第 2 項	令 和 6 年 4 月 5 日	経 理 責 任 者 変 更 届 出
	第 8 条 第 1 項	令 和 6 年 4 月 5 日	収 支 報 告 書 等 訂 正 届 出

令和 6 年 第 1 回 市 会 定 例 会 会 議 事 項 ( 第 1 日 )

- 1 開 会 日 時        1 月 30 日    午 前 10 時 00 分
- 2 出 席 議 員        86 人
- 3 会 議 の て ん 末        次 の と お り

会 期 の 決 定

1 月 30 日 から 3 月 26 日 ま で の 57 日 間 と 決 定

- 4 散 会 時 刻        午 前 10 時 03 分

令和 6 年 第 1 回 市会 定例会 会議事項 (第 2 日)

- 1 開議日時 2 月 9 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 85 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第 157 号議案 横浜市監査委員の選任  
 以上委員会付託を省略、即決にて原案同意

- 市報第 23 号 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告
- 市報第 24 号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
- 市報第 25 号 変更契約の締結についての専決処分報告
- 市報第 26 号 訴えの提起の専決処分報告
- 市報第 27 号 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の一部改正についての専決処分報告
- 市報第 28 号 旅館業法施行条例の一部改正についての専決処分報告

以上 6 件報告

- 諮問市第 1 号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問
- 市第 111 号議案 第 5 期横浜市地域福祉保健計画の策定
- 市第 112 号議案 第 3 期健康横浜 21 の策定
- 市第 113 号議案 第 9 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定
- 市第 114 号議案 よこはま保健医療プラン 2024 の策定
- 市第 115 号議案 横浜生活利便機能誘導低層住居地区建築条例の制定
- 市第 116 号議案 横浜市手数料条例の一部改正
- 市第 117 号議案 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正
- 市第 118 号議案 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部改正
- 市第 119 号議案 横浜市児童相談所条例の一部改正
- 市第 120 号議案 横浜市斎場条例の一部改正

市第 121 号議案	横浜市営住宅条例の一部改正
市第 122 号議案	横浜市改良住宅条例の一部改正
市第 123 号議案	横浜市建築基準条例の一部改正
市第 124 号議案	横浜市婦人相談員の費用弁償条例の廃止
市第 125 号議案	横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の廃止
市第 126 号議案	泉区における町区域の設定及び字区域の廃止
市第 127 号議案	井土ヶ谷第 655 号線等市道路線の認定及び廃止
市第 128 号議案	中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
市第 129 号議案	横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における汚染土壌の処理に係る損害賠償額の決定
市第 130 号議案	地区センターの指定管理者の指定
市第 131 号議案	首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意
市第 132 号議案	東部方面斎場（仮称）新築工事（電気設備工事）請負契約の締結
市第 133 号議案	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業相沢川雨水調整池建設工事請負契約の締結
市第 134 号議案	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業大門川雨水調整池建設工事請負契約の締結
市第 135 号議案	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業契約の変更
市第 136 号議案	横浜文化体育館再整備事業契約の変更
市第 137 号議案	本牧市民プール再整備事業契約の変更
市第 138 号議案	新本牧ふ頭建設工事（その 36・中仕切堤築造工）請負契約の変更
市第 139 号議案	菅田の丘小学校建替工事（建築工事）請負契約の変更
市第 140 号議案	勝田小学校及び勝田小学校コミュニティハウス（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の変更
市第 141 号議案	令和 5 年度横浜市一般会計補正予算（第 5 号）
市第 142 号議案	令和 5 年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 143 号議案	令和 5 年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 144 号議案	令和 5 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計

	補正予算（第 1 号）
市第 145 号議案	令和 5 年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 146 号議案	令和 5 年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第 3 号）
市第 147 号議案	令和 5 年度横浜市中央と畜場費会計補正予算（第 1 号）
市第 148 号議案	令和 5 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 149 号議案	令和 5 年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 150 号議案	令和 5 年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第 2 号）
市第 151 号議案	令和 5 年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 152 号議案	令和 5 年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 153 号議案	令和 5 年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第 1 号）
市第 154 号議案	令和 5 年度横浜市市債金会計補正予算（第 1 号）
市第 155 号議案	令和 5 年度横浜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
市第 156 号議案	令和 5 年度横浜市埋立事業会計補正予算（第 1 号）
水第 5 号議案	令和 5 年度横浜市水道事業会計補正予算（第 1 号）
交第 3 号議案	令和 5 年度横浜市自動車事業会計補正予算（第 1 号）
交第 4 号議案	令和 5 年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第 1 号）
病第 3 号議案	令和 5 年度横浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 51 件関係常任委員会に付託

市第 82 号議案	令和 6 年度横浜市一般会計予算
市第 83 号議案	令和 6 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算
市第 84 号議案	令和 6 年度横浜市介護保険事業費会計予算
市第 85 号議案	令和 6 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計

			予 算
市 第 86 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 港 湾 整 備 事 業 費 会 計 予 算		
市 第 87 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 費 会 計 予 算		
市 第 88 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 中 央 と 畜 場 費 会 計 予 算		
市 第 89 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 会 計 予 算		
市 第 90 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 勤 劳 者 福 祉 共 済 事 業 費 会 計 予 算		
市 第 91 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 公 害 被 害 者 救 済 事 業 費 会 計 予 算		
市 第 92 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 市 街 地 開 発 事 業 費 会 計 予 算		
市 第 93 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 自 動 車 駐 車 場 事 業 費 会 計 予 算		
市 第 94 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 新 墓 園 事 業 費 会 計 予 算		
市 第 95 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 風 力 発 電 事 業 費 会 計 予 算		
市 第 96 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 み どり 保 全 創 造 事 業 費 会 計 予 算		
市 第 97 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 公 共 事 業 用 地 費 会 計 予 算		
市 第 98 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 市 債 金 会 計 予 算		
市 第 99 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算		
市 第 100 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 埋 立 事 業 会 計 予 算		
水 第 3 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 水 道 事 業 会 計 予 算		
水 第 4 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算		
交 第 1 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 自 動 車 事 業 会 計 予 算		
交 第 2 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 高 速 鉄 道 事 業 会 計 予 算		
病 第 1 号 議 案	令 和 6 年 度 横 浜 市 病 院 事 業 会 計 予 算		
市 第 101 号 議 案	横 浜 市 GREEN × EXPO 2027 推 進 基 金 条 例 の 制 定		
市 第 102 号 議 案	横 浜 市 事 務 分 掌 条 例 の 一 部 改 正		
市 第 103 号 議 案	横 浜 市 職 員 定 数 条 例 等 の 一 部 改 正		
市 第 104 号 議 案	横 浜 市 一 般 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正		
市 第 105 号 議 案	横 浜 市 地 域 療 育 セ ン タ ー 条 例 及 び 横 浜 市 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正		
市 第 106 号 議 案	横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 改 正		
市 第 107 号 議 案	横 浜 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正		
市 第 108 号 議 案	横 浜 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 改 正		
病 第 2 号 議 案	横 浜 市 病 院 事 業 の 経 営 す る 病 院 条 例 の 一 部 改 正		
市 第 109 号 議 案	西 区 み な と み ら い 一 丁 目 所 在 市 有 土 地 の 減 額		

貸 付 け  
市 第 110 号 議 案 包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結  
以 上 35 件 審 議 中

4 散 会 時 刻 午 後 4 時 26 分



令和 6 年 第 1 回 市 会 定 例 会 議 事 項 ( 第 3 日 )

- 1 開議日時 2 月 20 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 85 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

諮問市第 1 号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問

以上 ( 付託分 ) 委員会報告どおり異議のない旨答申

市第 118 号議案 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部改正

市第 120 号議案 横浜市斎場条例の一部改正

市第 131 号議案 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意

市第 133 号議案 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業相沢川雨水調整池建設工事請負契約の締結

市第 134 号議案 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業大門川雨水調整池建設工事請負契約の締結

市第 145 号議案 令和 5 年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算 ( 第 1 号 )

市第 150 号議案 令和 5 年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算 ( 第 2 号 )

市第 138 号議案 新本牧ふ頭建設工事 ( その 36 ・ 中仕切堤築造工 ) 請負契約の変更

市第 141 号議案 令和 5 年度横浜市一般会計補正予算 ( 第 5 号 )

市第 156 号議案 令和 5 年度横浜市埋立事業会計補正予算 ( 第 1 号 )

市第 111 号議案 第 5 期横浜市地域福祉保健計画の策定

市第 112 号議案 第 3 期健康横浜 21 の策定

市第 113 号議案 第 9 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定

市第 114 号議案 よこはま保健医療プラン 2024 の策定

市第 115 号議案 横浜生活利便機能誘導低層住居地区建築条例の制定

市第 116 号議案 横浜市手数料条例の一部改正

市第 119 号議案 横浜市児童相談所条例の一部改正

市第 121 号議案 横浜市営住宅条例の一部改正

市第 122 号議案	横浜市改良住宅条例の一部改正
市第 123 号議案	横浜市建築基準条例の一部改正
市第 124 号議案	横浜市婦人相談員の費用弁償条例の廃止
市第 125 号議案	横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の廃止
市第 127 号議案	井土ヶ谷第 655 号線等市道路線の認定及び廃止
市第 128 号議案	中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
市第 132 号議案	東部方面斎場（仮称）新築工事（電気設備工事）請負契約の締結
市第 139 号議案	菅田の丘小学校建替工事（建築工事）請負契約の変更
市第 140 号議案	勝田小学校及び勝田小学校コミュニティハウス（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の変更
市第 142 号議案	令和 5 年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 143 号議案	令和 5 年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 144 号議案	令和 5 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 146 号議案	令和 5 年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第 3 号）
市第 147 号議案	令和 5 年度横浜市中央と畜場費会計補正予算（第 1 号）
市第 148 号議案	令和 5 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 149 号議案	令和 5 年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 151 号議案	令和 5 年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 152 号議案	令和 5 年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 153 号議案	令和 5 年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第 1 号）
市第 154 号議案	令和 5 年度横浜市市債金会計補正予算（第 1 号）
市第 155 号議案	令和 5 年度横浜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
水第 5 号議案	令和 5 年度横浜市水道事業会計補正予算（第 1 号）

- 1 号 )
- 交第 3 号議案 令和 5 年度横浜市自動車事業会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 交第 4 号議案 令和 5 年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 病第 3 号議案 令和 5 年度横浜市病院事業会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 市第 117 号議案 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正
- 市第 126 号議案 泉区における町区域の設定及び字区域の廃止
- 市第 129 号議案 横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における汚染土壌の処理に係る損害賠償額の決定
- 市第 130 号議案 地区センターの指定管理者の指定
- 市第 135 号議案 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業契約の変更
- 市第 136 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更
- 市第 137 号議案 本牧市民プール再整備事業契約の変更
- 以上 50 件 ( 付託分 ) 委員会報告どおり原案可決
- 議第 8 号議案 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の Z E B 化のさらなる推進を求める意見書
- 以上委員会付託を省略、即決にて原案可決
- 市第 82 号議案から 令和 6 年度横浜市各会計予算及び予算関係議案
- 市第 110 号議案まで
- 以上 35 件審議中

4 散会時刻 午後 5 時 12 分

令和 6 年 第 1 回 市 会 定 例 会 会 議 事 項 ( 第 4 日 )

- 1 開議日時 2 月 22 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 83 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第 82 号議案から 令和 6 年度横浜市各会計予算及び予算関  
市第 110 号議案まで 係議案

以上 35 件それぞれ 43 人から成る予算第一及び予算第二特別委員  
員会を設置し、付託

予算第一及び予算第二特別委員会委員の選任  
以上議長指名により選任 ( 氏名 別紙 1 )

予算第一及び予算第二特別委員会委員長並びに同副委員長各 2 人  
の選挙

以上議長指名により選挙

当選人 次のとおり

予算第一特別委員会

委員長 高 橋 のりみ 君

副委員長 山 下 正 人 君

同 谷 田 部 孝 一 君

予算第二特別委員会

委員長 小 松 範 昭 君

副委員長 関 勝 則 君

同 竹 野 内 猛 君

- 4 散会時刻 午後 7 時 14 分

予 算 第 一 ・ 予 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員

	予算第一特別委員会委員		予算第二特別委員会委員	
自 民	おさかべさやか	長谷川 琢 磨	青 木 亮 祐	佐 藤 祐 文
	川 口 広	福 地 茂	東 みちよ	酒 井 誠
	佐 藤 茂	藤 代 哲 夫	伊 波 俊之助	白 井 亮 次
	斉 藤 達 也	増 永 純 女	磯 部 圭 太	瀬之間 康 浩
	清 水 富 雄	松 本 研	大 桑 正 貴	関 勝 則
	渋谷 健	山 下 正 人	梶 村 充	伏 見 幸 枝
	鈴木 太郎	山 田 一 誠	鴨志田 啓 介	遊 佐 大 輔
	田野井 一 雄	渡 邊 忠 則	黒 川 勝	横 山 正 人
	高 橋 のりみ		小 松 範 昭	横 山 勇 太 朗
公 明	木 内 秀 一	竹 内 康 洋	安 西 英 俊	武 田 勝 久
	行 田 朝 仁	仁 田 昌 寿	市 来 栄 美 子	竹 野 内 猛
	久 保 和 弘	福 島 直 子	尾 崎 太	中 島 光 徳
	高 橋 正 治		斉 藤 伸 一	望 月 康 弘
立 憲	越久田 記 子	森 ひろたか	大 岩 真 善 和	長谷川 えつこ
	高 田 修 平	谷 田 部 孝 一	荻 原 隆 宏	花 上 喜 代 志
	中 山 大 輔	山 浦 英 太	か ざ ま あ さ み	藤 崎 浩 太 郎
	麓 理 恵		田 中 ゆ き	
維 新	いそべ 尚 哉	田 中 紳 一	伊 藤 く み こ	坂 井 太
	柏 原 す ぐ る	山 田 桂 一 郎	く し だ 久 子	関 嵩 史
共 産	大和田 あきお	古 谷 靖 彦	宇 佐 美 さ や か	
	白 井 正 子		み わ 智 恵 美	
民 主	こがゆ 康 弘	深 作 祐 衣	坂 本 勝 司	二 井 く み よ
太 田	太 田 正 孝			
井 上	井 上 さ く ら			
大 山	大 山 し ょ う じ			
無			興 石 か つ 子	
ト モ			大 野 ト モ イ	

令和 6 年 第 1 回 市会 定例会 会議事項 (第 5 日)

- 1 開議日時 3 月 12 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 86 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市会運営委員会副委員長 1 人の辞任  
 以上即決にて副委員長中山大輔君の辞任を許可

市会運営委員 1 人の辞任  
 以上即決にて委員中山大輔君の辞任を許可

市会運営委員 1 人の補欠選任  
 以上議長指名により選任 (大岩真善和君)

市会運営委員会副委員長 1 人の補欠選挙  
 以上議長指名により選挙 (当選人 大岩真善和君)

市第 158 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

市第 159 号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

市第 160 号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正

市第 161 号議案 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業基盤整備工事 (その 1) 請負契約の締結

市第 162 号議案 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業基盤整備工事 (その 2) 請負契約の締結

市第 163 号議案 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業基盤整備工事 (その 3) 請負契約の締結

市第 164 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更  
 以上 7 件関係常任委員会に付託

- 4 散会時刻 午後 0 時 27 分

令和 6 年 第 1 回 市 会 定 例 会 議 事 項 ( 第 6 日 )

- 1 開議日時 3 月 26 日 午後 2 時 00 分
- 2 出席議員 85 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第 82 号議案 令和 6 年度横浜市一般会計予算  
 以上 ( 付託分 ) 委員会報告どおり附帯意見を付し原案可決

市第 83 号議案 令和 6 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

市第 84 号議案 令和 6 年度横浜市介護保険事業費会計予算

市第 85 号議案 令和 6 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計  
 予算

市第 86 号議案 令和 6 年度横浜市港湾整備事業費会計予算

市第 92 号議案 令和 6 年度横浜市市街地開発事業費会計予算

市第 96 号議案 令和 6 年度横浜市みどり保全創造事業費会計  
 予算

交第 1 号議案 令和 6 年度横浜市自動車事業会計予算

市第 102 号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正

市第 103 号議案 横浜市職員定数条例等の一部改正

市第 107 号議案 横浜市介護保険条例の一部改正

病第 2 号議案 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改  
 正

市第 109 号議案 西区みなとみらい一丁目所在市有土地の減額  
 貸付け

市第 93 号議案 令和 6 年度横浜市自動車駐車場事業費会計予  
 算

市第 97 号議案 令和 6 年度横浜市公共事業用地費会計予算

市第 100 号議案 令和 6 年度横浜市埋立事業会計予算

市第 101 号議案 横浜市 GREEN × EXPO 2027 推進基金条例の制  
 定

市第 87 号議案 令和 6 年度横浜市中央卸売市場費会計予算

市第 88 号議案 令和 6 年度横浜市中央と畜場費会計予算

市第 89 号議案 令和 6 年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計  
 予算

市第 90 号議案 令和 6 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計  
 予算

市第 91 号議案 令和 6 年度横浜市公害被害者救済事業費会計

		予 算
市第 94 号議案	令和 6 年度横浜市新墓園事業費会計予算	
市第 95 号議案	令和 6 年度横浜市風力発電事業費会計予算	
市第 98 号議案	令和 6 年度横浜市市債金会計予算	
市第 99 号議案	令和 6 年度横浜市下水道事業会計予算	
水第 3 号議案	令和 6 年度横浜市水道事業会計予算	
水第 4 号議案	令和 6 年度横浜市工業用水道事業会計予算	
交第 2 号議案	令和 6 年度横浜市高速鉄道事業会計予算	
病第 1 号議案	令和 6 年度横浜市病院事業会計予算	
市第 104 号議案	横浜市一般職職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正	
市第 105 号議案	横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正	
市第 106 号議案	横浜市国民健康保険条例の一部改正	
市第 108 号議案	横浜市火災予防条例の一部改正	
市第 110 号議案	包括外部監査契約の締結	
	以上 34 件（付託分）委員会報告どおり原案可決	
市第 160 号議案	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正	
市第 161 号議案	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業基盤整備工事（その 1）請負契約の締結	
市第 162 号議案	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業基盤整備工事（その 2）請負契約の締結	
市第 163 号議案	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業基盤整備工事（その 3）請負契約の締結	
市第 158 号議案	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正	
市第 164 号議案	横浜文化体育館再整備事業契約の変更	
市第 159 号議案	横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正	
	以上 7 件（付託分）委員会報告どおり原案可決	
請願第 59 号	「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の一時的中断等について	
請願第 60 号	政務活動費の適正使用について	
	以上 2 件（付託分）委員会報告どおり不採択	



請 願 第 58 号 市 学 校 教 職 員 の 働 き 方 改 革 の 推 進 に つ い て  
以 上 ( 付 託 分 ) 委 員 会 報 告 ど お り 採 択

議 第 9 号 議 案 横 浜 市 会 会 議 規 則 の 一 部 改 正  
議 第 10 号 議 案 横 浜 市 会 委 員 会 条 例 の 一 部 改 正  
議 第 11 号 議 案 横 浜 市 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等  
に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正  
以 上 3 件 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 原 案 可 決

議 第 12 号 議 案 保 育 所 等 に お け る 職 員 配 置 基 準 の 見 直 し 並 び  
に 保 育 現 場 及 び 放 課 後 児 童 ク ラ ブ に 勤 務 す る  
職 員 の 処 遇 改 善 を 求 め る 意 見 書 の 提 出  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 原 案 可 決

市 第 165 号 議 案 横 浜 市 監 査 委 員 の 選 任  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

市 第 166 号 議 案 横 浜 市 副 市 長 の 選 任  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

市 第 167 号 議 案 横 浜 市 教 育 委 員 会 の 教 育 長 の 任 命  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

市 第 168 号 議 案 横 浜 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

市 第 169 号 議 案 横 浜 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

諮 問 市 第 2 号 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 異 議 の な い 旨 答 申

閉 会 中 継 続 審 査  
委 員 会 所 管 事 務 23 件 は 、 い ず れ も 閉 会 中 継 続 審 査 と し た 。

4 閉 会 時 刻 午 後 5 時 05 分

---

正 誤

---

令和 5 年 定期 第 138 号 73 ページ 表 中 「戸塚区 汲沢町 1,269 番地」  
は 「戸塚区 吉田町 1,269 番地」 の 誤 り 。